

三春町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	17,738 人	11,037,095 千円	238,859 千円	1,260,095 千円	11.4 %	10.8 %

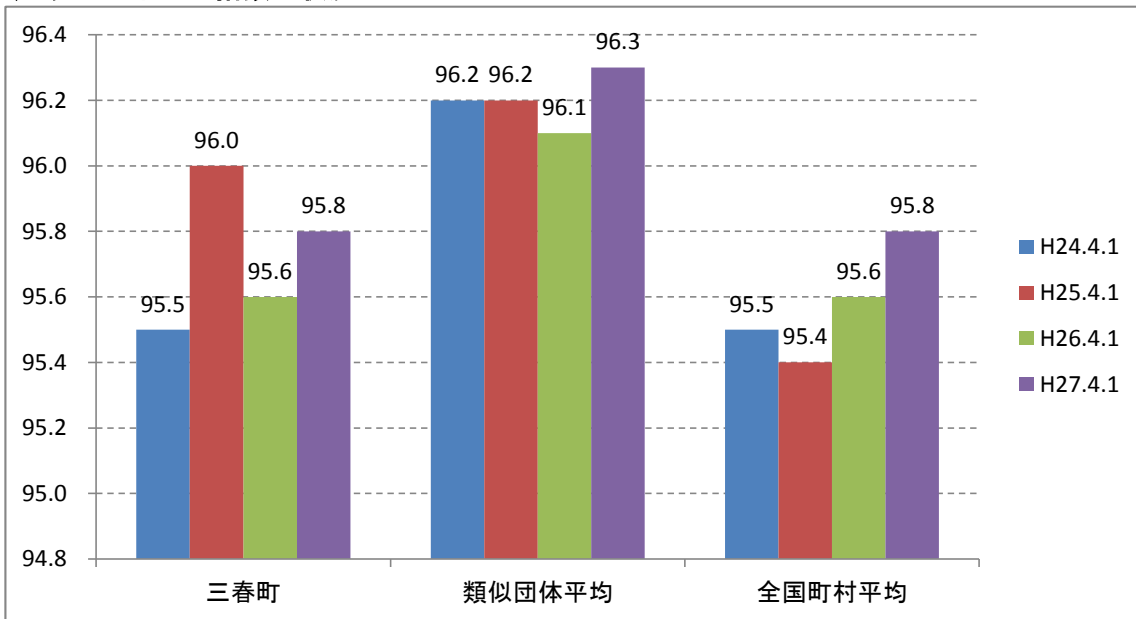
(注) 人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
27年度	139 人	499,753 千円	79,335 千円	189,962 千円	769,050 千円	5,533 千円	5,587 千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。
職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。
給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給与表の見直し

[実施] ・ 未実施]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

行政職給料表については、国及び県の見直し内容を踏まえ、平均0.8%（最大3.3%）引下げました。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しています。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国及び県と同様に見直しを実施しました。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町	40.9 歳	307,200 円	355,367 円
			329,095 円
福島県	42.8 歳	335,000 円	420,845 円
			365,725 円
国	43.5 歳	334,283 円	円
			408,996 円
類似団体	42.1 歳	313,189 円	367,674 円
			339,563 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町	58.5 歳	288,311 円	305,111 円
			295,675 円
福島県	53.8 歳	370,300 円	413,761 円
			389,774 円
国	50.2 歳	289,141 円	円
			328,318 円
類似団体	49.3 歳	288,149 円	310,714 円
			299,358 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国 比較 ベース）」の下段は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
 このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 3 技能労務職は、過去3年分の平均給料・給与月額です。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分		三春町	福島県	国
一般行政職	大学卒	181,700 円	186,000 円	174,200 円
	短大卒	161,700 円	- 円	- 円
	高校卒	148,700 円	150,800 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	145,700 円	148,400 円	- 円
	中学卒	129,800 円	139,900 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区分		経験年数 (10年～14年)	経験年数 (20年～24年)	経験年数 (25年～29年)	経験年数 (30年～34年)
一般行政職	大学卒	263,000 円	341,400 円	372,600 円	417,100 円
	高校卒	- 円	328,600 円	342,400 円	380,400 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	280,200 円	303,300 円
	中学卒	- 円	- 円	271,900 円	284,500 円

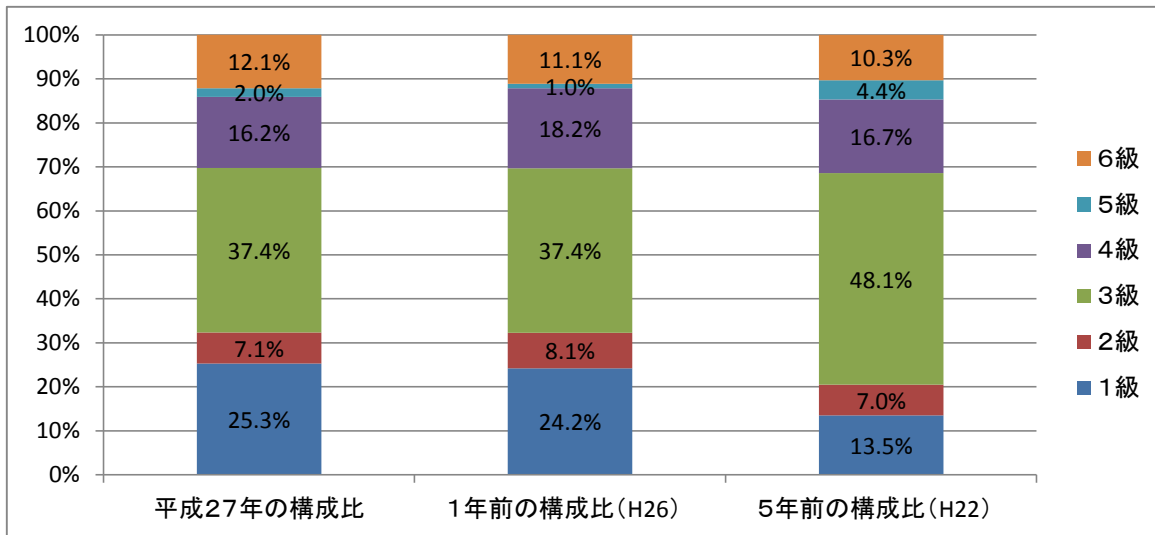
(注) 技能労務職は、過去3年分の平均給料月額です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長等	12人	12.1%	325,800円	424,100円
5級	総括主幹	2人	2.0%	294,200円	404,900円
4級	主幹	16人	16.2%	267,000円	393,300円
3級	主任主査・主査	37人	37.4%	232,600円	358,200円
2級	主査	7人	7.1%	195,800円	311,100円
1級	主事・技師・副主事・副技師	25人	25.3%	144,100円	252,900円

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

三春町職員の指導及び監督の有効な指針とするとともに、公正な人事行政を行い、もって職員の能率の発揮及び増進を図ることを目的として、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定に基づく勤務成績の評定を実施するため、三春町職員勤務評定実施規程を制定して実施しています。

平成26年度の前期は9月30日を基準日とし、4月1日から9月30日の期間を、後期は3月31日を基準日とし、10月1日から3月31日の期間を勤務評定の評価期間として実施しました。第一評定及び第二評定後に、副町長、教育長の調整を実施し、勤務評定実施権者である町長が確認しました。

職員の昇給については、毎年1月1日に実施し、職員の昇給区分をA～Eの5段階で昇給に反映させています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三春町	福島県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,404 千円	- 千円	- 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.40) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.40) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

1年間の上期における勤務成績を12月期勤勉手当支給、下期における勤務成績を6月期勤勉手当支給に反映させています。成績区分はA～Eの5段階の区分を設定しており、各期ごとの成績区分に応じた支給率を設定して、勤勉手当を支給しています。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

三 春 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額	- 千円	19,797 千円			

- (注) 1 退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。
- 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	30,977 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	249 千円
支給実績（26年度決算）	27,149 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	177 千円

- (注) 1 超過勤務手当には選挙手当等（H26＝福島県知事選挙、衆議院選挙、H27＝町長・町議会議員選挙、福島県議会議員選挙）が含まれています。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる場合国の内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	(支給額) ・配偶者13,000円 ・配偶者以外の扶養親族各々6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・16～22歳までの子1人につき 5,000円を加算	同じ		14,915 千円	236 千円
住居手当	1. 職員の居住する借家・借間 (支給要件) 自ら居住するための住宅を借り受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃20,500円以下 ⇒ 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円以上 ⇒ (家賃額-20,500円) × 1/2 (その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは、16,000円) + 11,000円	異なる	(支給要件) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃23,000円以下: 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	9,647 千円	292 千円
	2. 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住居を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給要件2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給額) 1により算出される額の1/2の額	異なる	(支給要件) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) 1により算出される額の1/2の額		
通勤手当	(支給要件) 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額) ・公共交通機関利用者 運賃相当額ただし61,000円を超えた部分は1/2 ・交通用具利用者 2,700円～52,500円 ・自動車以外の原付交通用具利用者 2,000円～26,300円 ・自転車のみ通勤者 2,000円	異なる	(支給額) ・国は55,000円以下については運賃等相当額 ・交通用具利用者は、2,000円～31,600円	8,447 千円	78 千円
管理職手当	(支給額) ・課長 給料月額10%に相当する額 ・施設長 給料月額6%に相当する額	異なる	(支給額) 本省庁課長 25%～10%	8,487 千円	424 千円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合。 (支給額) ・休日等に勤務した場合、勤務1回につき7,000円 ・休日等以外の日の午前0時～5時に勤務した場合、勤務1回につき6,000円 ・勤務時間が6時間を超える場合は、上記金額に100分の150を乗じた額。	同じ		199 千円	15 千円
単身赴任手当	(支給要件) やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員 (支給額) ・基本額 30,000円 ・距離に応じた加算額6,000円から58,000円	同じ		0 千円	0 千円
寒冷地手当	支給地域（4級地） ・世帯主である職員のうち 扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の職員 10,200円 ・世帯主でないその他の職員 7,360円	同じ		0 千円	0 千円

(注) 寒冷地手当の支給期間は毎年11月から3月までの5か月間です。ただし、三春町は平成16年度から支給停止としています。

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	795,000 円	(参考) H27類似団体における最高/最低額 850,000 円/ 399,000 円
	副 町 長	634,000 円	700,000 円/ 409,200 円
	教 育 長	591,000 円	円/ 円
報 酬	議 長	310,000 円	420,000 円/ 230,000 円
	副 議 長	246,000 円	360,000 円/ 180,000 円
	議 員	224,000 円	345,000 円/ 157,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(27年度支給割合) 3.10 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.10 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 795,000円×在職月数×48/100	(1期の手当額) 18,316,800 円 (支給時期) 任期毎に支給
	副 町 長	634,000円×在職月数×29/100	8,825,280 円 任期毎に支給
	教 育 長	591,000円×在職月数×20/100	5,673,600 円 任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

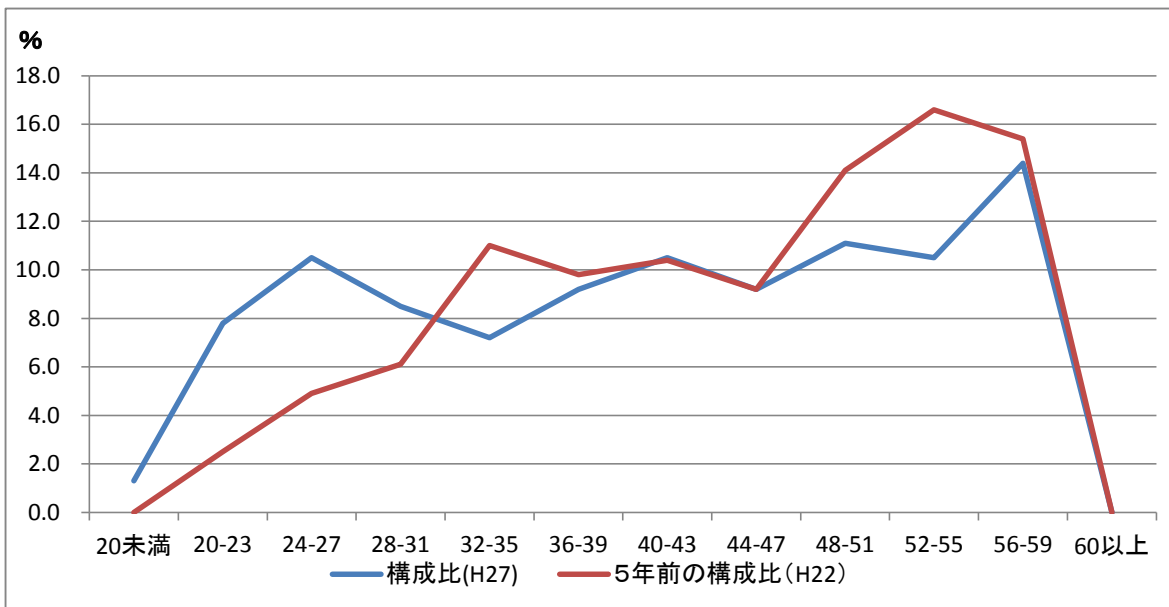
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数			対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	3	0	
		総 務	28	28	28	0	
		税 務	6	7	7	0	
		民 生	28	29	27	▲ 2	指定管理導入による保育所職員減員
		衛 生	17	18	17	▲ 1	衛生一般における職員減員
		農 林	7	7	7	0	
		商 工	4	5	4	▲ 1	商工一般における職員減員
		土 木	10	12	11	▲ 1	土木一般における職員減員
	計	103	109	104	▲ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数58.07人 (類似団体の人口1万人当りの職員 数69.01人)	
		教 育	34	32	34	2	幼稚園における職員増
	小 計	137	141	138	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数77.24人 (類似団体の人口1万人当りの職員 数86.82人)	
部 門 計	公 営 企 業 等 会	水 道	5	5	5	0	
		下 水 道	2	2	2	0	
		そ の 他	8	8	8	0	
		小 計	15	15	15	0	
合 計		152 [180]	156 [180]	153 [180]	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数85.69人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。平成18年度に条例を改正し、205人から180人となっています。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(H27)	2人	12人	16人	13人	11人	14人	16人	14人	17人	16人	22人	0人	153人
(参考) 職員数(H28)	2人	14人	18人	12人	14人	10人	18人	14人	18人	17人	17人	0人	154人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		108	102	102	103	109	104	▲4 (▲3.7%)
教育		39	38	38	34	32	34	▲5 (▲12.8%)
消防		-	-	-	-	-	-	-
普通会計計		147	140	140	137	141	138	▲9 (▲6.1%)
公営企業等会計計		16	15	14	15	15	15	▲1 (▲6.3%)
総合計		163	155	154	152	156	153	▲10 (▲6.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。